

勤務医、看護職員等の負担軽減及び処遇改善に関する取り組みについて

当院では医師、看護職員等の勤務環境ならびに働き方の体制を整備し、業務の効率化を図ることにより、患者さんに提供する医療・看護等の質を高められるよう医療従事者間で業務を分担し、勤務医、看護職員等の負担軽減および処遇改善に取り組んでおります。患者さん、ご家族の方々にもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 勤務医の負担軽減および処遇改善

- 1) 医師の労働時間短縮に向けた多職種による委員会の設置
- 2) 大学病院と連携をとり、医師不足の解消
- 3) 宿直翌日に関する業務負担軽減
- 4) 看護師(資格取得)による診療業務の委譲
- 5) 医師事務作業補助者の配置を推進

2. 看護職員の負担軽減および処遇改善

- 1) 看護補助者の配置を促進(夜勤を含む)し実践力に応じた看護師業務補助
- 2) 入退院支援センターでの入院前対応
- 3) 多様な勤務形態による時間外勤務の是正(変則勤務6種類)
- 4) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
- 5) 病棟クランク配置(病棟事務作業等委譲)
- 6) 看護記録システム(患者状態適応型パス)・看護提供方式(パートナー制)導入による業務の効率化
- 7) 他職種との業務分担と連携

3. その他の医療関係職種の負担軽減および処遇改善

- 1) 他職種との業務分担と連携
- 2) 医療機器・各種システムの適正な管理
- 3) 多様な勤務形態の導入

4. 院内・外への公開・周知

- 1) 病院ホームページ・表示板・院内掲示で周知



【患者さん・ご家族へのお願い】

厚生労働省が取り組む『働き方改革』については医療機関も例外ではなく、特に医師の長時間労働の是正は2024年4月より法制化されます。当院においても『医師の勤務時間の短縮および健康確保のための措置』を講じることが必須となり、医療関係職種間で連携し効率的かつ効果的な医療を提供する体制を整備していく必要があります。患者さん、ご家族の方々にもご理解いただき協力を宜しくお願いいたします。